

子育て支援施設の指定管理者制度の導入検討について

第4次中野市行政改革集中改革プラン(R3-7)(R3.10策定)において、「各種業務におけるアウトソーシング」(運営業務委託)が掲げられ、民間委託等(指定管理者制度など)の検討・導入を行うこととなっています。

導入検討施設

子育て支援センター(2※)、児童センター(2)及び放課後児童クラブ(9)

※北部子育て支援センターは、令和5年4月1日廃止予定

導入の 背景・理由

少子高齢化や核家族化の中で、近隣との交流が薄れ、子育て不安から起こる児童虐待やひとり親家庭の急増、不登校やひきこもりなどの中高生の問題など、児童を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の中で、子育て支援センター、児童センターや放課後児童クラブは、子どもの安心・安全な居場所として、また地域の子育て支援の拠点として、子育て支援の拡充が求められています。

そのためには、多様なサービスの提供と今までにも増した効率的な各施設の運営を行う必要があり、令和6年4月から指定管理者制度を導入することの検討をしています。

民間活力を活用することで、子育て支援に関する独自事業、きめ細やかなサポートの提供や柔軟で多様なアイデアによるサービスの提供などの導入メリットを期待しています。

指定管理者制度の 導入によるサービスの 拡大【例】

- 開館日、開館時間の拡大（日曜日・祝日の開館、時間延長）
 - 魅力的なイベント開催や充実した相談体制の構築
 - 柔軟で多様なアイデアによるサービスの提供
 - 子どもたちへの学習機会などの提供 など
- ※有料サービス含む



導入スケジュール
(案)

令和4年度	8月～	子ども・子育て会議(意見聴取)
	9月～	利用者アンケート(利用状況や希望サービスなど)
	3月	方針の決定
令和5年度	4月	導入適否決定(庁内会議)
	4月～	仕様書等の作成
	6月	設置条例改正(6月議会)
	7月～8月	指定管理者の公募
	9月～10月	指定管理者の選定
	12月	指定管理者の指定/債務負担行為の設定(12月議会)
	1月～3月	指定管理者との協議、協定締結
令和6年度	4月	指定管理者業務の開始

(参考)
全国の
運営主体の状況

区分	直営(公営)	民営
子育て支援センター(一般型)	2, 146(33.6%)	4, 235(66.4%)
児童センター(児童館)	2, 488(56.5%)	1, 910(43.5%)
放課後児童クラブ(学童)	7, 663(28.5%)	19, 262(71.5%)

厚生労働省資料より: R2地域子育て支援拠点事業実施状況、R2児童館数(公営・民営別)の推移
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況(R3.5.1)

